

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)のときは、その翌日)

◇告

示

目 次

字の区域の新設等
保険薬剤師の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地処分

解除予定の保安林(二件)

基本測量の終了

開発行為に関する工事の完了

海岸保全区域の指定の一部改正

海岸保全区域に係る告示の廃止

漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域の一部改正

漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域(二件)

◇内水面漁場管理委告示

あゆの採捕の禁止

◇公 告

鳥取県職員採用上級試験の実施

鳥取県告示第五百四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、八束町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による南地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

告 示

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十六年一月二十六日現在の地番による。)

大字南字五反田

大字南字獅子塚四二〇の一から四二〇の四まで、四二一、

四二二、四二三から四二六までの一部、四二七の一、四二

七の二、四二八、四二九の一部及びこれらと一体をなす国

有地並びに四一九の一と一体をなす国有地の一部、大字南

字上竹立四三八の一の一部、四三九の一の一部、四四〇の

一の一部、四四〇の二、四四一の一から四四一の四まで、

四四二の一、四四二の二の一部、四四二の三、四四二の四

<p>大字南字竹立</p>	<p>から四四二の六まで、四四三の一部、四四四の一部、四四四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字南字上諏訪上四四五の二の一部、四四五の二、四四六の一部、四四七の二の一部、四四八の二の一部、四四八の二の一部、四四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字敷田四五五の一部、四五六の二の一部、四五六の二の一部、四六〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字重枝字獅子塚九三の二、九四の二、九四の三、九五の二、九五の二、九六の二、九六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字重枝字五反田九七の二、九七の五、九八、九九の二、一〇〇及びこれらと一体をなす国有地、大字重枝字墓田の全域、大字重枝字土居ノ外一〇七の二及び一〇八の二と一体をなす国有地、大字重枝字梅ヶ坪一一三の二、一一四の二から一一四の三まで、一一五の二、一一七の二、一一九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字北山字下通田一〇八の二、一〇九の二、一一〇の二、一一一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北山字猪塚一二二、一一三の二から一一三の三まで、一一四、一一五の二、一一六の二、一一七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字南字上竹立四三五の二の一部、四三五の二の一部、四三五の七、四三五の八、四三六の二から四三六の四まで、四三七の一部、四三八の二の一部、四四二の二の一部、四四三の一部、四四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字上諏訪上四四五の二の一部、四四七の二の一部</p>	<p>大字南字上竹立四三五の二の一部、四三五の二の一部、四三五の七、四三五の八、四三六の二から四三六の四まで、四三七の一部、四三八の二の一部、四四二の二の一部、四四三の一部、四四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字上諏訪上四四五の二の一部、四四七の二の一部</p>
<p>大字南字日笠</p>	<p>一部、四四七の二の一部、四四八の二の一部、四四八の二の一部、四四九の二から四四九の三まで、四五〇の二から四五〇の三まで、四五一、四五二、四五三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字竹立二八八の二の一部、二九二の二の一部、二九三の二の一部、二九四、二九五の二から二九五の四まで、二九五の五の二の一部、二九五の六の二の一部、二九六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字諏訪ノ上三〇〇の二の一部、三〇一の二の一部、三〇一の二の一部、三〇一の三から三〇一の六まで、三一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字南字上日笠のうち四六一の二、四六二の二及び四六二の三並びに四六一の二、四六一の二及び四六二の二から四六二の三までと一体をなす国有地、大字南字下日笠四六六から四六八まで、四六九の二、四七三の二、四八七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字北又二二七の二の一部、二二八の二から二二八の三までの二の一部、二二九の二の一部、一三〇、一三一、一三二の二、一三三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字曹崎一三六の二から一三六の三までの二の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字重枝字土居ノ外のうち一〇七の二及び一〇八の二と一体をなす国有地、大字南字上竹立四三五の二の一部、四三五の七、四三五の八、四三六の二から四三六の四まで、四三七の一部、四三八の二の一部、四四二の二の一部、四四三の一部、四四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字上諏訪上四四五の二の一部、四四七の二の一部</p>	<p>大字南字上日笠のうち四六一の二、四六二の二及び四六二の三並びに四六一の二、四六一の二及び四六二の二から四六二の三までと一体をなす国有地、大字南字下日笠四六六から四六八まで、四六九の二、四七三の二、四八七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字北又二二七の二の一部、二二八の二から二二八の三までの二の一部、二二九の二の一部、一三〇、一三一、一三二の二、一三三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字曹崎一三六の二から一三六の三までの二の一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字重枝字土居ノ外のうち一〇七の二及び一〇八の二と一体をなす国有地、大字南字上竹立四三五の二の一部、四三五の七、四三五の八、四三六の二から四三六の四まで、四三七の一部、四三八の二の一部、四四二の二の一部、四四三の一部、四四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字南字上諏訪上四四五の二の一部、四四七の二の一部</p>

	有地
区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十六年一月二十六日現在の地番による。)
大字南字宮ノ前	大字南字宮ノ前の全域、大字南字上御袋屋敷三三七の一部、三三八、三三九、三四〇の八、三四〇の九及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字荒神ノ元四三二、四四〇の一、四五二の二、四六六の一、四七二の一、四八、四九、五〇の一の一部、五一の一の一部、五二の二、五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字南字小判	大字南字小判のうち三三三の一、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三三五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字南字上御袋 屋敷	大字南字上御袋屋敷のうち三三六の一、三三六の二、三三七から三三九まで、三四〇の八、三四〇の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字南字天王ノ 元	大字南字天王ノ元の全域、大字南字小判三三三の一、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三三五の一と一体をなす国有地の一部並びに大字南字上御袋屋敷三三六の一、三三六の二、三三七の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字南字下御袋 屋敷	大字南字下御袋屋敷のうち三九九の二の一部、三九九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに
	大字島字竹立二八七の二の一部、二九六の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字南字獅子塚	大字南字獅子塚のうち四二〇の一から四二〇の四まで、四二一、四二二、四二三から四二六までの一部、四二七の一、四二七の二、四二八、四二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字南字下古城四〇九の六、四一〇の六、四一一、四一二の二、四一三、四一四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字南字上竹立四三五の一の一部、四三七の一部、四三五の三から四三五の六まで、四三七の一部、四三八の一の一部、四三八の二、四三九の一の一部、四三九の二、四三九の三、四四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字島字竹立二八八の一の一部、二八九の一から二八九の四まで、二九〇、二九一、二九二の一部、二九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八八の四と一体をなす国有地の一部
大字南字下古城	大字南字下古城のうち四〇九の六、四一〇の六、四一一、四一二の二、四一三、四一四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字南字藪田	大字南字藪田のうち四五五の一部、四五六の一の一部、四五六の二の一部、五六〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字南字上諏訪上四四六の一部、四四七の二の一部、四四七の二の一部、四五三の一部、四

大字南字下日笠	<p>五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字南字上日笠四六一の二、四六二の二及び四六二の三並びに四六一の二、四六一の二及び四六二の二から四六二の三までと一体をなす国有地の一部</p>
大字南字下日笠	<p>大字南字下日笠のうち四六六から四六八まで、四六九の一、四七三の一、四八七の六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四七一の一及び四七一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字島字荒神ノ元	<p>大字島字荒神ノ元のうち三九の二、四三の二、四四の一、四五の二、四六の一、四七の一、四八、四九、五〇の一、五一の一、五二の一から五二の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字島字大清水	<p>大字島字大清水の全域並びに大字島字荒神ノ元三九の二、五〇の一の一部、五一の一の一部、五二の一、五二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字島字竹立	<p>大字島字竹立二八六の一から二八六の七まで、二八六の九、二八六の一〇、二八七の二から二八七の五まで、二八八の二から二八八の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字島字諏訪ノ上	<p>大字島字諏訪ノ上のうち三〇〇の一部、三〇一の一の一部、三〇一の二の一部、三〇一の三から三〇一の六まで、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、</p>
大字島字竹立	<p>大字島字竹立二八七の一の一部、二八八の一の一部、二八八の五、二九五の五の一部、二九五の六の一部、二九六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字島字岸田三一五の一部及び三一六の一部並びに大字南字下御袋屋敷三九九の二の一部、三九九の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字島字岸田	<p>大字島字岸田のうち三一五の一部及び三一六の一部以外の区域</p>
大字島字木戸口	<p>大字島字木戸口のうち三四七の二の一部、三五二の一部、三五四の一の一部、三五四の二の一部、三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字島字芝木三六〇の一の一部、三六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字徳丸字大隈二二七の一の一部</p>
大字島字芝木	<p>大字島字芝木のうち三六〇の一の一部、三六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字島字木戸口三四七の二の一部、三五四の一の一部、三五四の二の一部、三五五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字徳丸字大隈二二七の一の一部、二二七の二の一部、二一九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字徳丸字北又	<p>大字徳丸字北又のうち二二七の一の一部、二二八の一から二二八の三までの一部、二二九の一部、一三〇、一三一、一三二の一、一三二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字徳丸字向イ田一四七の一の一部及びこれと</p>

大字徳丸字曹崎	<p>一体をなす国有地並びに大字重枝字小橋詰一〇九の二の一部、一〇九の二の一部、一一〇の二の一部、一一〇の二の一部、一一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字徳丸字曹崎のうち一三六の一から一三六の三までの一部、一三七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三五、一三六の三、一四一の三及び一四二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字徳丸字向イ田</p> <p>大字徳丸字岸ノ前</p>	<p>大字徳丸字向イ田のうち一四七の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字徳丸字岸ノ前のうち一九九の三から一九九の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字徳丸字赤田	<p>大字徳丸字赤田のうち二〇〇の二から二〇〇の四まで、二二一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
大字徳丸字大隈	<p>大字徳丸字大隈のうち二二七の二の一部、二二七の二の一部、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字徳丸字曹崎一三五、一三六の三、一四一の三及び一四二の二と一体をなす国有地の一部、大字徳丸字岸ノ前一九九の三から一九九の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字徳丸字赤田二〇〇の二から二〇〇の四まで、二二一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字南字下日笠四七一の一及び四七一の二と一体をなす国有地</p>

大字重枝字獅子塚	<p>有地の一部並びに大字島字木戸口三五二の一部、三五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字重枝字獅子塚のうち九三の二、九四の一、九四の三、九五の二、九五の二、九六の一、九六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字重枝字五反田	<p>大字重枝字五反田のうち九七の一、九七の五、九八、九の二、一〇〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字重枝字小橋詰	<p>大字重枝字小橋詰のうち一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一、一一〇の二、一一一の二、一一二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字重枝字梅ヶ坪	<p>大字重枝字梅ヶ坪のうち一一三の二、一一四の一から一一四の三まで、一一五の二、一一七の二、一一九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字北山字下通田</p> <p>大字北山字猪塚</p>	<p>大字北山字下通田のうち一〇八の一、一〇九の一、一一〇の二、一一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字北山字猪塚のうち一一二、一一三の一から一一三の三まで、一一四、一一五の二、一一六の一、一一七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字南字上竹立、大字南字上諏訪上、大字南字上日笠、大字重枝字墓田及び大字重枝字土居ノ外</p>

鳥取県告示第五百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
林 健	鳥薬第四五一号	昭和五十六年四月二十八日

鳥取県告示第五百六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長谷川 千鳥	鳥国薬第四四七号	昭和五十六年四月六日
田 中 和子	鳥国薬第四四八号	昭和五十六年四月八日
高 木 雅 寛	鳥国薬第四四九号	昭和五十六年四月九日
尾崎 靖子	鳥国薬第四五〇号	"
辰 己 春 環	鳥国医第二、六〇二号	昭和五十六年四月十三日
水 戸 敬	鳥国医第二、六〇三号	"
南 幸 博	鳥国医第二、六〇四号	"
根 津 勝	鳥国医第二、六〇五号	昭和五十六年四月二十日
林 健	鳥国薬第四五一号	昭和五十六年四月二十八日

鳥取県告示第五百七号

昭和五十六年二月十二日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良(梅田地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年五月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八束町から同町が行う土地改良事業に係る南地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字八葉寺字鍋割、大字小畑字鍋割、大字桑原字治介畑（以上三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字大谷頭一〇六六の一、一〇六六の三（以上二筆に
ついて、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び溝口町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づ
き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通
知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（国土基本図作成作業）

二 作業地域

国府町及び岩美町

三 終了年月日

昭和五十六年三月十日

鳥取県告示第五百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年五月一日 鳥取県指令受都計第八十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市覚寺字堤下ノ一及び字下隅ノ内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇二番地

有限会社 田中不動産

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第五百十三号

昭和四十三年六月鳥取県告示第四百七十八号（海岸保全区域の指定につ
いて）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表の鳥取県鳥取沿岸網代漁港海岸大谷地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸網代漁港海岸
大谷地区海岸

基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線並びに基点七、補助点七の一、補助点三の一、補助点二の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域

基点一 岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜二一八九―二九一番地地先に設置した標柱

- 基点二 基点一から一九二度〇〇分二五四メートルの点
- 基点三 基点二から二一六度〇〇分三五四メートルの点
- 基点四 基点三から二二四度〇〇分二〇五メートルの点
- 基点五 基点四から二三七度〇〇分一五三メートルの点
- 基点六 基点五から二五〇度〇〇分一四五メートルの点
- 基点七 基点六から三〇五度〇〇分一五〇メートルの点
- 補助点一の一 基点一から二八一度〇〇分一〇〇メートルの点
- 補助点二の一 基点二から二九三度〇〇分一〇二メートルの点
- 補助点三の一 基点三から三〇五度〇〇分一〇〇メートルの点
- 補助点七の一 基点七から三五五度〇〇分四六六メートルの点

表の鳥取沿岸岩戸漁港海岸岩戸地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸酒津漁港海岸酒津地区海岸の項として次のように加える。

鳥取県鳥取沿岸酒津漁港海岸
酒津地区海岸

基点一から基点五までを順次に直線で結んだ線並びに基点五、補助点五の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域

表の鳥取県鳥取沿岸船磯漁港海岸船磯地区海岸の項を次のように改める。

鳥取県鳥取沿岸船磯漁港海岸
船磯地区海岸

- 基点一 気高郡気高町大字酒津字村西の切七〇五一―六二番地南西角
- 基点二 基点一から二三九度〇〇分七三三メートルの点
- 基点三 基点二から三二六度〇〇分四〇〇メートルの点
- 基点四 基点三から三四八度〇〇分三〇〇メートルの点
- 基点五 基点四から二九六度三〇分二五メートルの点
- 補助点一の一 基点一から北四五メートルの点
- 補助点五の一 基点五から北五〇メートルの点

基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線、基点一、補助点一の一、補助点四の一、補助点五の一及び補助点七の一を順次に直線で結んだ線並びに補助点七の一及び基点七を船磯漁港の漁港区域の東側の境界線で結んだ線によつて囲まれた区域

基点一 基点一気高郡気高町大字八束水船磯漁港防砂堤基部南端に設置した標柱

- 基点二 基点一から一八二度〇〇分四六六メートルの点
- 基点三 基点二から二二九度〇〇分一〇メートルの点
- 基点四 基点三から二二〇度〇〇分一二三メートルの点
- 基点五 基点四から一一一度〇〇分一七五メートルの点
- 基点六 基点五から九九度〇〇分四五〇メートルの点
- 基点七 基点六から一二二度〇〇分五八メートルの点
- 補助点一の一 基点一から五二二度〇〇分五五メートルの点

表の鳥取沿岸御崎漁港海岸御崎地区海岸の項の次に鳥取県鳥取沿岸御来屋漁港海岸西坪地区海岸の項、鳥取県鳥取沿岸御来屋漁港海岸御来屋地区海岸の項及び鳥取県鳥取沿岸御来屋漁港海岸古池地区海岸の項として次のように加える。

- 補助点四の一 基点四から北一〇〇メートルの点
- 補助点五の一 基点五から北一〇〇メートルの点
- 補助点七の一 基点七から二六〇六分四五メートルの点

鳥取県鳥取沿岸御来屋漁港海岸
西坪地区海岸

- 基点一から基点五までを順次に直線で結んだ線、基点五、補助点五の一、補助点四の一、補助点三の一及び補助点六の一を順次に直線で結んだ線、補助点六の一及び基点六を御来屋漁港の漁港区域の南東側の境界線で結んだ線並びに基点六及び基点一を直線で結んだ線によつて囲まれた区域
- 基点一 西伯郡名和町大字西伯字長久保五〇八一番地南東角
- 基点二 基点一から二八二度〇〇分二四〇メートルの点
- 基点三 基点二から二七六度〇〇分一九〇メートルの点
- 基点四 基点三から二四四度〇〇分五五メートルの点
- 基点五 基点四から二〇九度〇〇分二六四メートルの点
- 基点六 基点一から三度〇〇分三四メートルの点
- 補助点三の一 基点三から北七九メートルの点
- 補助点四の一 基点四から三〇四度〇〇分七十一メートルの点
- 補助点五の一 基点五から二六七度〇〇分八三メートルの点
- 補助点六の一 基点六から三三八度〇〇分三五メートルの点

鳥取県鳥取沿岸御来屋漁港海岸
御来屋地区海岸

- 基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線並びに基点七、補助点七の一、補助点六の一、補助点五の一、補助点三の一、補助点二の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域

鳥取県鳥取沿岸御来屋漁港海岸
古池地区海岸

- 基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線、基点三及び基点三の一を御来屋漁港の漁港区域の南西側の境界線で結んだ線並びに補助点三の一、補助点二の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域
- 基点一 西伯郡名和町大字御来屋字古池七三三一番地南東角
- 補助点三の一 基点三から北二四八メートルの点
- 補助点四の一 基点四から北二三三メートルの点
- 補助点五の一 基点五から北二〇五メートルの点
- 補助点六の一 基点六から北二〇五メートルの点
- 補助点七の一 基点七から三〇四度〇〇分一八二メートルの点

基点一 基点一から二二二度三分二五メートルの点
 基点二 基点二から三〇三度〇〇分三五メートルの点
 補助点一の一 基点一から二九三度三分一〇六メートルの点
 補助点三の一 基点三から三一二度〇〇分五六メートルの点

鳥取県告示第五百十四号

昭和四十一年二月鳥取県告示第五十三号（海岸保全区域の指定については、廃止する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百十五号

昭和四十一年二月鳥取県告示第五十四号（漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域について）の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区 域

昭和四十一年二月八日鳥取県告示第五十三号をもつて海岸保全区域として指定した西伯郡名和町御来屋地区の御来屋地区海岸保全区域のうち御来屋漁港区域に接する区域

区 域

鳥取県鳥取沿岸御来屋漁港海岸御来屋地区海岸に係る次の海岸保全区域のうち、御来屋漁港の漁港区域を除いた部分

基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線並びに基点七、
 補助点七の一、補助点六の補助点五の一、補助点三の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域
 基点一 西伯郡名和町大字御来屋字松崎屋敷一〇〇一番地北東角から南一三メートルの点

- 基点二 基点一から二四三度〇〇分一五〇メートルの点
- 基点三 基点二から二一九度〇〇分二二五メートルの点
- 基点四 基点三から一九六度〇〇分一〇メートルの点
- 基点五 基点四から二二〇度〇〇分一四〇メートルの点
- 基点六 基点五から二六〇度〇〇分一七五メートルの点
- 基点七 基点六から二三一度〇〇分二六六メートルの点
- 補助点一の一 基点一から三四九度〇〇分一八〇メートルの点
- 補助点三の一 基点三から二四八メートルの点
- 補助点五の一 基点五から北三三八メートルの点
- 補助点六の一 基点六から北二〇五メートルの点
- 補助点七の一 基点七から三〇四度〇〇分一八二メートルの点

改める。

鳥取県告示第五百十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定に基づき、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域を次のとおり定める。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁港管理者である地方公共団体の長の名称

網代漁港管理者の長 鳥取県知事

二 漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域

鳥取県鳥取沿岸網代漁港海岸大谷地区海岸に係る次の海岸保全区域のうち、網代漁港の漁港区域を除いた部分

鳥取県鳥取沿岸網代漁港海岸
大谷地区海岸

- 基点一から基点七までを順次に直線で結んだ線並びに基点七、補助点七の一、補助点三の一、補助点二の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定による保安林を除いた区域
- 基点一 岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜二一八九―二九一番地地先に設置した標柱
- 基点一 基点一から一九二度〇〇分二五四メートルの点

- 基点三 基点二から二一六度〇〇分三五四メートルの点
- 基点四 基点三から二二四度〇〇分二〇五メートルの点
- 基点五 基点四から二三七度〇〇分一五三メートルの点
- 基点六 基点五から二五〇度〇〇分一四五メートルの点
- 基点七 基点六から三〇五度〇〇分一五〇メートルの点
- 補助点一の一 基点一から二八一度〇〇分一〇〇メートルの点
- 補助点二の一 基点二から二九三度〇〇分一〇二メートルの点
- 補助点三の一 基点三から三〇五度〇〇分一〇〇メートルの点
- 補助点七の一 基点七から三五度〇〇分四六六メートルの点

鳥取県告示第五百十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定に基づき、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域を次のとおり定める。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 漁港管理者である地方公共団体の長の名称

酒津漁港管理者の長 鳥取県知事

二 漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域

鳥取県鳥取沿岸酒津漁港海岸酒津地区海岸に係る次の海岸保全区域の

うち、酒津漁港の漁港区域を除いた部分

鳥取県鳥取沿岸酒津漁港海岸酒津地区海岸

- 基点一から基点五までを順次に直線で結んだ線並びに基点五、補助点五の一、補助点一の一及び基点一を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域
- 基点一 気高郡気高町大字酒津字村西の切七〇五―六二番地 南西角
- 基点二 基点一から二三九度〇〇分七三メートルの点
- 基点三 基点二から三二六度〇〇分四〇メートルの点
- 基点四 基点三から三四八度〇〇分三〇メートルの点
- 基点五 基点四から二九六度三〇分二五メートルの点
- 補助点一の一 基点一から北四五メートルの点
- 補助点五の一 基点五から北五〇メートルの点

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十六年五月二十六日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川に係る河川 昭和五十六年六月一日から同月六日まで(投網による

ものにあつては同月一日から同月十四日午前五時まで、引懸(ゾロ)によるものにあつては同月一日から同月二十日まで)。ただし、八頭郡智頭町大字市瀬笹ヶ州における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域及び八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域においては、同月一日から同月二十日まで

天神川に係る河川 昭和五十六年六月一日から同月六日まで(投網によるものにあつては、同月一日から同月十四日正午まで)

日野川に係る河川 昭和五十六年六月一日から同月十三日まで(投網によるものにあつては、同月一日から同月二十一日午前五時まで)

公 告

職員の内用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり告示する。

昭和56年5月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和56年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	約25名
土木	若干名
農 業 土 木	若干名
化 学	若干名
農 業	若干名
社 会 福 祉	若干名

3 対象となる職種

知事の事務部局、教育委員会事務局、企業局等に勤務する行政職給料表6等級相当程度の係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者は、原則として、給料月額97,000円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分

受 験 資 格

行政	昭和29年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者
土木	昭和29年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者
農 業 土 木	昭和29年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者で、農業改良助成法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を取得する見込みのもの
化 学	昭和29年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号の規定する社会福祉士としてこの資格を取得する見込みのもの
農 業	昭和29年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号の規定する社会福祉士としてこの資格を取得する見込みのもの
社 会 福 祉	昭和29年4月2日から昭和35年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第18条各号の規定する社会福祉士としてこの資格を取得する見込みのもの

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和56年7月19日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和56年8月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験科目

論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和56年10月上旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和56年11月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、試験の区分ごとに作成する採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込受付期間中は「試験の区分」の変更をすることができる。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和56年6月1日(月)から同月30日(火)まで(日曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、昭和56年6月30日(火)までの消印

のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は12時まで)

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等郵便によつて行う場合には、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験(多枝選択式及び記述式) 出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学
土木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、材料学、土木施工、都市計画、測量、河川、道路、港湾、下水道
農林	数学、応用力学、水理学、測量、 ^{土壌} 物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般
化学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、無機工業化学、有機工業化学、化学工学
農業	栽培学 ^{はく} 汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、

社 会 福 祉	昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般 社会福祉概論 (社会病理学及び社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、心理学、社会調査
---------	--

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)】